

改 正 後
<p>(特別重点調査)</p> <p>第5条 契約担当者は、建設工事の請負契約に係る一般競争入札を行おうとする場合において、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に100分の108を乗じて得た額（以下「特別重点調査対象価格」という。）をあらかじめ定めるものとし、調査基準価格未満の価格で入札を行った者のうち、申込みによる価格が特別重点調査対象価格未満の者に対しては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうかについて特に重点的な調査（以下「特別重点調査」という。）をしなければならない。</p> <p>(1) 直接工事費の額に10分の<u>9</u>を乗じて得た額</p> <p>(2) 共通仮設費の額に10分の<u>8</u>を乗じて得た額</p> <p>(3) 現場管理費の額に10分の<u>8</u>を乗じて得た額</p> <p>(4) 一般管理費等の額に10分の<u>5.5</u>を乗じて得た額</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この要領は、平成28年9月13日から施行し、同日以後に入札の公告を行う工事から適用する。</p>

改 正 前	備 考
<p>(特別重点調査)</p> <p>第5条 契約担当者は、建設工事の請負契約に係る一般競争入札を行おうとする場合において、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に100分の108を乗じて得た額（以下「特別重点調査対象価格」という。）をあらかじめ定めるものとし、調査基準価格未満の価格で入札を行った者のうち、申込みによる価格が特別重点調査対象価格未満の者に対しては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうかについて特に重点的な調査（以下「特別重点調査」という。）をしなければならない。</p> <p>(1) 直接工事費の額に10分の<u>8.5</u>を乗じて得た額</p> <p>(2) 共通仮設費の額に10分の<u>7</u>を乗じて得た額</p> <p>(3) 現場管理費の額に10分の<u>7</u>を乗じて得た額</p> <p>(4) 一般管理費等の額に10分の<u>3</u>を乗じて得た額</p>	<p>極端な低価格入札を抑制することにより、工事の適正な品質確保、建設業者の経営の健全化及び下請業者等へのしわ寄せ防止をより一層図る観点から算定方法を改める。</p> <p style="text-align: center;">施行期日等</p>